

文京区男女平等参画推進計画の体系案

【文京区男女平等参画推進計画(現行)】

大項目 (目標)	中項目 (施策の方向性)	小項目 (施策)	
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	○
		(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進	○
		(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成	○
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実	→
		(2) あらゆる機会を活用した広報	○
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 性の多様性に関する理解促進 (2) 区職員・教職員への啓発	○ 移
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	○
	5 地域社会における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援 (2) 男女平等センターを拠点とした推進	○ →
		(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応 (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進	→ →
	6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進		
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進 (2) 子育てへの支援 (3) 保育環境の充実 (4) 介護者等への支援	○ → → →
		(1) 働きやすい職場環境の整備・支援 (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援 (3) 多様で柔軟な働き方の支援	→ → ○
	2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進		
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発 (2) 早期発見と相談体制の充実 (3) 被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備 (4) 児童等への虐待の防止と支援	○ ○ ○ ○
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応 (2) 様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応 (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	○ ○ →
		(1) 性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発 (2) 保健指導・健康診査の充実	→ ○
	3 生涯を通じた健康支援		
		(1) 啓発、相談機能の充実 (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備	移 移
	4 人権の尊重と自立への支援		
	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進 (2) 計画の推進と評価体制の確立 (3) 区職員への意識啓発及び人材育成 (4) 苦情申立て制度の運用	○ ○ → ○
		(1) 国際社会の取組との連携 (2) 国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワーメント原則(WEPs)の周知・推進 (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	○ → ○
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携		

【文京区男女平等参画推進計画(新規)】

大項目 (目標)	中項目 (施策の方向性)	小項目 (施策)	
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進 (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進 (3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成	○ ○ ○
		(1) ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進 (2) あらゆる機会を活用した広報 (3) 固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実	○ ○ ○
		(1) 性自認及び性的指向に対する理解促進 (2) 区職員・教職員への啓発	○ 移
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 政策・方針決定過程における男女平等参画	○ ○
		(1) 地域活動への参画のための活動支援 (2) 男女平等センターを拠点とした推進	○ →
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 性の多様性に関する理解促進 (2) 当事者等による相談場所や交流の機会の提供	○ ○
		(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 政策・方針決定過程における男女平等参画	○ ○
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援 (2) 男女平等センターを拠点とした推進	○ →
		(1) 性自認及び性的指向に対する理解促進 (2) 当事者等による相談場所や交流の機会の提供	○ ○
	5 地域社会における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援 (2) 男女平等センターを拠点とした推進	○ →
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進 (2) 子育てへの支援 (3) 保育環境の充実 (4) 介護者等への支援	○ → → →
		(1) 働きやすい職場環境の整備・支援 (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援 (3) 多様で柔軟な働き方の支援	→ → ○
	2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進		
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発 (2) 早期発見と相談体制の充実 (3) 被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備 (4) 児童等への虐待の防止と支援	○ ○ ○ ○
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応 (2) 様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応 (3) 性的商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	○ ○ →
		(1) 性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発 (2) 保健指導・健康診査の充実	→ ○
	3 生涯を通じた健康支援	(1) 啓発、相談機能の充実 (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備	移 移
	4 人権の尊重と自立への支援		
	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進 (2) 計画の推進と評価体制の確立 (3) 区職員への意識啓発及び人材育成 (4) 苦情申立て制度の運用	○ ○ → ○
		(1) 国際社会の取組との連携 (2) 国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワーメント原則(WEPs)の周知・推進 (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	○ → ○
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携		

※アイコンの説明 ○:現行計画のまま →:文言変更 移:場所移動

【新】:追加 【変更】:文言変更 【移動】:場所移動

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

【文京区男女平等参画推進計画(現行)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	○
		(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進	○
		(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成	○
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実	➡
		(2) あらゆる機会を活用した広報	○
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 性の多様性に関する理解促進	○
		(2) 区職員・教職員への啓発	移
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	○
	5 地域社会における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援	○
		(2) 男女平等センターを拠点とした推進	➡
	6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応	➡
		(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進	➡

【文京区男女平等参画推進計画(新規)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
【変更】 I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進	1 【変更】一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	○
		(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進	○
		(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成	○
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) 【変更】固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実	○
		(2) あらゆる機会を活用した広報	○
		(3) 【新】関係機関・団体等を通じた大学生・若年層へのSNS等による情報発信と、メディアリテラシーの推進	○
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 性の多様性に関する理解促進	○
		(2) 【新】当事者等による相談場所や交流の機会の提供	○
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	○
	5 地域社会における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援	○
		(2) 【変更】男女平等センターエガリテを拠点とした推進	➡
	6 【変更】ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	(1) 【変更】ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障(WPS)」の視点に立った災害時対応	○
		(2) 【変更】避難所の設備・運営等への女性や LGBTQ 等当事者の意見反映	○
	7 【移動・変更】人権尊重の理解促進と相談の充実	(1) 【移動】啓発、相談機能の充実	○

※アイコンの説明 ○:現行計画のまま ➡:文言変更 移:場所移動

【新】:追加 【変更】:文言変更 【移動】:場所移動

新体系案のポイント

- ・well-being(身体的・精神的・社会的に良い状態にあって、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念)の視点を取り入れ、多様な幸せを実現する取組の推進を大項目に追加した。
- ・「固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアスの解消」を小項目(施策)に明示し、より具体性を持たせた。
- ・SNS 等からの情報に触れる機会の多い若年層に対しては、SNS 等による情報発信と、メディアリテラシーの推進が重要であるため、新たに小項目(施策)に追加した。
- ・男女平等参画の視点に立った防災対策において、男女の差だけではなく、多様性の尊重として、ジェンダー平等の視点としての防災対策を推進するとした。
- ・「女性・平和・安全保障(WPS)」の視点を踏まえた防災対応を小項目(施策)に追加した。

第6次男女共同参画基本計画

- ・「多様な幸せ(well-being)の実現」を基本的な視点として取り入れた。
- ・STEAM 教育における女性参画拡大を第5分野の新規重点課題として初めて独立規定。
- ・「アンコンシャス・バイアス解消」の重要性を明記。
- ・インターネット上のジェンダーバイアス再生産問題への対応と広報啓発を規定。
- ・ICT リテラシー・メディアリテラシー向上の取組と若年層への SNS 安全利用教育を規定。
- ・WPS(女性・平和・安全保障)アジェンダの防災施策への組み込みを第7分野で初めて明示。
- ・能登半島地震等を踏まえ、ジェンダー主流化による防災体制整備を新たに規定。
- ・避難所運営等への女性参画と、女性・男性の安全確保等の取組を地方公共団体が推進するよう規定。

区民調査から見える課題

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方には8割の人が共感していないが、実際には、家庭における家事・育児・介護については女性の負担が依然大きいと考える人の割合が多い。
- ・LGBTQ 等の人たちが暮らしやすい社会の実現のためには、性自認や性的指向に対する周囲の正しい知識の習得や理解の普及、社会制度や誰もが使いやすい施設の在り方等について考えていく必要がある。
- ・政策や方針決定の参加において、女性では6割以上が『男性優遇』であると考えている。
- ・男女平等センター エガリテの認知度は女性 4 割、男性 3 割である。「知らなかった」が6割を超えている。
- ・避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させるとともに、暴力やハラスメントの防止等やプライバシーに配慮した相談窓口を設置していくことが重要である。

委員意見(第1回の意見抜粋)

- ・総花的な視点だけではなく、実行可能な事業を重点的に取り組んでいく視点も重要である。
- ・アンコンシャス・バイアスについては、問題を問題と認識していない層への働きかけが必要。
- ・インターネット上に、ジェンダーバイアスや偏見を含むコンテンツが見られ、若年層がジェンダーバイアスを持つ原因となっている。
- ・ノンバイナリー等多様なジェンダーアイデンティティへの配慮が必要である。
- ・フォーマルな地域活動の担い手が減少している中で、インフォーマルなコミュニティ(居場所・若者グループ・高齢者グループ等)も含めた多様な意見集約と支援ネットワークの構築を視野に入れる必要がある。

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

【文京区男女平等参画推進計画(現行)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
Ⅱ あらゆる人の 職業生活にお ける活躍の推 進【女性活躍 推進計画】	1 ワーク・ライフ・ バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主 体的にかかわる取組の推進	○
		(2) 子育てへの支援	→
		(3) 保育環境の充実	→
		(4) 介護者等への支援	→
	2 自らの能力を発 揮し、活躍で きる就業環境整備 の推進	(1) 働きやすい職場環境の整備・ 支援	→
		(2) 女性の就労・再就職、起業等 への支援	→
		(3) 多様で柔軟な働き方の支援	○

※アイコンの説明 ○:現行計画のまま →:文言変更 移:場所移動

【文京区男女平等参画推進計画(新規)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
Ⅱ あらゆる人の職業 生活における活躍 の推進【女性活 躍推進計画】	1 ワーク・ライフ・ バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主 体的にかかわる取組の推進	
		【変更】共働き・子育ての実 現に向けた仕事と育児の両立 支援	
		(2)	
		(3) 【変更】ワーキングケアラ ー等への支援	
	2 自らの能力を発 揮し、活躍で きる就業環境整備 の推進	(1) 【変更】働きやすい職場環境の 整備・支援と職場文化の醸成	
		【変更】女性の就労・再就 職の支援	
		(2) 職、起業、リスクリ ング等への支援	
		(3) 多様で柔軟な働き方の支援	

【新】:追加 【変更】:文言変更 【移動】:場所移動

新体系案のポイント

・仕事と育児の両立の支援をさらに進めるため、国の第6次計画にもある「共働き・子育ての実現」を方針として「子育てへの支援」と「保育環境の充実」を一本化した。あわせて、仕事と介護の両立支援を強化するものとして、ワーキングケアラ等への支援を明記した。

第6次男女共同参画基本計画

- ・男性が育児後も継続に家事・育児を行う環境整備を求め、「共働き・子育て」を政策目標として新たに明記した。
- ・育児の取得に向けた職場風土改革を「子育て」と一体の施策として新規に規定。
- ・「仕事と介護の両立」をワーキングケアラ支援として独立節(第1分野)に新設。
- ・職場におけるハラスメントを根絶する職場環境の整備を初めて独立的課題として明記。
- ・男女賃金格差の情報開示義務化と同一価値労働同一賃金推進を重点課題として新たに追加。
- ・女性のリスクリテラシー支援を新規施策として第3分野に設置。
- ・IT、STEM 分野への女性参入拡大を目標とした女性デジタル人材育成を新規施策として設置。

区民調査から見える課題

- ・社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するためには、育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実に加え、職場の理解やトップの意識改革や、長時間労働の見直しが必要だと考える人が多い。
- ・「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の充実度について尋ねた設問では、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」が半数近くと最も多くなっているのに対し、現実(現状)では、「仕事と家庭生活と個人の生活を充実」は8.2%しかおらず、「仕事を充実」が23.9%と最も多くなっているなど、回答者の多くは希望と現実(現状)にギャップがある。
- ・共働き家庭においても、家庭における役割分担では女性が多くを担っており、家事・育児・介護に費やす時間も、平日・休日ともに、女性は男性より長時間となっている。
- ・性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるためには労働条件、人事評価等と、職場内での子育てに対する理解や支援を促進していくことが重要である。

委員意見(第1回の意見抜粋)

- ・総花的な視点だけではなく、実行可能な事業を重点的に取り組んでいく視点も重要である。
- ・「救えていない人がなぜ救えていないか」を構造的に考え、アクションに繋がる計画改定を求める。
- ・計画の文言が現場で実施する体制と合っているか、現場感覚を大切にしたい視点で見ていくべきである。
- ・問題を認識していない層にも届くよう、就労や職場文化に関する啓発事業の設計が必要である。

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

【文京区男女平等参画推進計画(現行)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発	○
		(2) 早期発見と相談体制の充実	○
		(3) 被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備	○
		(4) 児童等への虐待の防止と支援	○
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応	○
		(2) 様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応	○
		(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	→
		(4) 性・生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	→
	3 生涯を通じた健康支援	(1) 性・生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	→
		(2) 保健指導・健康診査の充実	○
	4 人権の尊重と自立への支援	(1) 啓発、相談機能の充実	移
		(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備	移
			→
			→

【文京区男女平等参画推進計画(新規)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発	○
		(2) 早期発見と相談体制の充実	○
		(3) 被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備	○
		(4) 児童等への虐待の防止と支援	○
	2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応	○
		(2) 様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応	○
		(3) 性的商品化とメディア、インターネット、SNS 上における性・暴力表現への対応	→
		(4) 性・生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	→
	3 【新】困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】	(1) 【新】関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実	○
		(2) 【新】困難女性支援に対する相談支援体制の強化	○
		(3) 【移動・変更】各種支援制度の整備	○
		(4) 【変更】プレコンセプションケアと性・生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	○
	4 【変更】生涯を通じた男女の健康支援	(1) 性・生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	○
		(2) 保健指導・健康診査の充実	○
		(3) 【新】仕事と健康課題の両立支援	○
		(4) 【変更】生涯を通じた男女の健康支援	○

※アイコンの説明 ○:現行計画のまま →:文言変更 移:場所移動

【新】:追加 【変更】:文言変更 【移動】:場所移動

新体系案のポイント

- ・メディアにおける性や暴力表現については、若年層に対するインターネット及びSNSの影響が増大しているため、これを小項目(施策)に追加する。
- ・男女ともに双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が必要であり、仕事と健康課題の両立支援を小項目(施策)に追加した。
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第2項に定める「市町村基本計画」として「困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】」を中項目に位置づけ、様々な困難を抱える女性を包括的に支援することを目指す。

第6次男女共同参画基本計画

- ・こどもに対する性犯罪や性暴力の根絶に向けた対策を独立節として新設。
- ・SNS やインターネット上の性暴力・性的画像被害対応を初めて独立節として新設。
- ・インターネット上の画像削除相談窓口の周知と被害者支援体制整備を規定。
- ・困難女性支援法(令和6年施行)対応として、支援体制強化・支援員育成・民間団体との協働を規定。
- ・貧困、住居、就労等を組み合わせた複合的困難女性への横断的支援制度整備を新たに規定。
- ・プレコンセプションケアを含む 18～39 歳女性への予防的健康支援施策を第4分野に新規追加。
- ・緊急避妊薬のアクセス改善と包括的性教育の推進を SRHR 施策として第4分野に新規追加。
- ・月経、更年期、がん治療等の女性特有健康課題と就業継続の両立支援を独立施策として新設。

区民調査から見える課題	委員意見(第1回の意見抜粋)
・DV被害後に相談につなげなかった人の割合が、約6割となっている。 ・警察以外の DV 相談機関認知度は、いずれも2割未満と低い。 ・メディアにおいて、女性の性的イメージが強調され、こどもなどへの配慮が不足しており、また男女のイメージが偏って表現されていると感じる人が多い。 ・女性が性や妊娠・出産に関することを自分の意志で決める上では、性や妊娠・出産を始めとする女性の健康に係る情報提供・相談体制の充実のほか、こどもの成長段階に合わせた性教育が必要。 ・生活の悩みや困りごととしては、健康、生活費、仕事、住まいや住環境の順に多い。	・インターネット上に、ジェンダーバイアスや偏見を含むコンテンツが見られ、若年層がジェンダーバイアスを持つ原因となっている。 ・固定的役割意識や性別による自己抑制など、複数項目にまたがる共通課題が多い。 ・アンコンシャス・バイアスについては、問題を問題と認識していない層への働きかけが必要。 ・フォーマルな地域活動の担い手が減少している中で、インフォーマルなコミュニティ(居場所・若者グループ・高齢者グループ等)も含めた多様な意見集約と支援ネットワークの構築を視野に入れる必要がある。

IV 推進体制の整備

【文京区男女平等参画推進計画(現行)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
IV 推進体制の整備	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進	○
		(2) 計画の推進と評価体制の確立	○
		(3) 区職員への意識啓発及び人材育成	➡
		(4) 苦情申立て制度の運用	○
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	(1) 国際社会の取組との連携	○
		(2) 国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワメント原則(WEPs)の周知・推進	➡
		(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	○

【文京区男女平等参画推進計画(新規)】

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)	
IV 推進体制の整備	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進	○
		(2) 計画の推進と評価体制の確立	○
		(3) 区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成	➡
		(4) 苦情申立て制度の運用	○
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	(1) 国際社会の取組との連携	○
		(2) 国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)、UN Women との連携	➡
		(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	○

※アイコンの説明 ○:現行計画のまま ➡:文言変更 移:場所移動

【新】:追加 【変更】:文言変更 【移動】:場所移動

新体系案のポイント

- ・区職員の意識啓発とジェンダー主流化(あらゆる分野の政策や施策を計画・実施する等の段階において、男女の置かれた状況や影響をあらかじめ分析し、ジェンダー平等を達成することを目指すアプローチ)を推進していく。
- ・文京シビックセンター内に日本事務所を構える UN Women との連携について、計画に明記する。

第6次男女共同参画基本計画

- ・ジェンダー主流化を推進体制の核心原則とし職員研修強化を求めた。
- ・ジェンダー統計の整備や活用による EBPM(証拠に基づく政策立案)推進をⅢ推進体制で新規規定。
- ・男女共同参画計画策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携した支援体制を規定。
- ・デジタル化を活用した行政の推進体制の高度化と、性別データ収集・情報発信強化を新規規定。

区民調査から見える課題

- ・文京区男女平等参画推進条例について「内容を知っている」と回答した人は 8.0%で、前回調査(7.3%)よりわずかに増えているものの、依然少ない。
- ・女子差別撤廃条約について「内容を知っている」と回答した人は、23.8%で、前回調査(25.8%)より減少している。

委員意見(第1回の意見抜粋)

- ・国際的な視点についても計画に盛り込みたい